

常設フードドライブポスト設置に関する覚書

株式会社バローホールディングス（以下「甲」という。）、社会福祉法人日進市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び日進市（以下「丙」という。）は、常設フードドライブポスト（以下「ポスト」という。）の設置及び運営に関して次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙は、家庭から出される未利用食品を必要としている団体又は個人に提供することにより、食品ロスを削減するとともに、食べ物を無駄にしない意識の醸成及びその定着を図ることを目的とする。

（ポストの設置等）

第2条 ポストの設置箇所（以下「ポスト設置店舗」という。）は、次のとおりとする

- （1）バロー日進岩崎店
- （2）V・ドラッグ米野木店
- （3）V・ドラッグ日進栄店

2. ポスト設置店舗における未利用食品の受入時間は、ポスト設置店舗の営業時間内とする。

（役割分担）

第3条 甲は、ポスト及び受け入れた未利用食品を適正に管理するものとする。

3 乙は、回収した未利用食品を必要としている団体又は個人に無償で提供するものとする。

4 丙は、甲及び乙との意見を調整するとともに、ポスト設置にかかる取組を市民に周知するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲、乙及び丁は、本覚書に関する事項及び本覚書に基づき知り得た情報については、第三者に開示又は本目的以外に使用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本覚書の有効期間満了の1月前までに甲、乙又は丙のいずれかから異議申立てがない場合は、本覚書の有効期間をさらに1年間更新するものとする。

（協議）

第6条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本覚書締結の証として、覚書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年12月12日

甲 株式会社バローホールディングス
サステナビリティ推進室

室長

秋元 武



乙 社会福祉法人日進市社会福祉協議会

会長

青山雅道



丙 日進市

市長

近藤祐貴

